

返戻金制度について

当会の紹介により就職した者が、入社後、当人の一方的な事由により退職した場合、紹介先の就業規則に基づき解雇となった場合には、当会は受領した成功報酬から下記の率で算出した金額を返戻するものとします。

ただし、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合、または、紹介先の法令違反に起因する場合は、この限りではありません。

記

就職後 1 か月未満に退職の場合：成功報酬の 80%

就職後 2 か月未満に退職の場合：成功報酬の 50%

就職後 3 か月未満に退職の場合：成功報酬の 20%

※ただし、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会ひょうご外国人介護実習支援センター
神戸市中央区中山手通 7 丁目 28 番 33 号 兵庫県福祉人材研修センター3 階